

抽選による落札者の決定方法について

最低額の同額入札があった場合、以下の方法で抽選により落札者を決定します。

- ① 入札参加者は、入札書に入札金額とは別に抽選時に備え、任意の3桁の数字をあらかじめ記載しておきます。

注) 入札書への抽選用数字の記入漏れは0としますのでご承知ください。

- ② 入札立会人2人がそれぞれくじ棒を引き、2桁の乱数を決めます。
- ③ 最低額の同額入札があった場合、同額入札者に業者番号順で抽選用番号（0．1．2．3・・・）を付番します。
- ④ 同額入札者が入札書に記載した数字の合計に、②で決定した乱数を加え、同額入札者数で割った余りの数字と、③の抽選用番号が一致した者を落札者とします。

【例】A、B、Cの3社で抽選となった場合

抽選用番号	業者番号	業者名	抽選用数字
0	1 2	A社	1 2 3
1	1 8 0	B社	2 3 4
2	3 0 6	C社	3 4 5
入札立会人が設定した乱数 (10の位。くじ棒で決定)			6 0
入札立会人が設定した乱数 (1の位。くじ棒で決定)			7
抽選用数字の合計			7 6 9

(1 2 3 + 2 3 4 + 3 4 5 + 6 7)

÷ 3 = 2 5 6 余り 1

したがって、抽選用番号1のB社が
落札者となります。

なお、落札者が入札参加資格確認の結果不適格となった場合において、抽選が再度必要な場合は、不適格となった業者を除き、開札の際に入札立会人が引いた数字を使用して、再度この方法により抽選を行い決定します。